

トラック行政の最近の動きについて

平成29年3月17日
国土交通省自動車局貨物課

働き方改革実現会議について

会議の方向性について

- 働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定等に係る審議に資するため、安倍総理出席の下、働き方改革実現会議を開催。（平成28年9月27日に第1回会議を開催。）
- 本会議では、当面、次のようなテーマを取り上げる。
 1. 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善。
 2. 賃金引き上げと労働生産性の向上。
 3. **時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正。**
 4. 雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の問題。
 5. テレワーク、副業・兼業といった柔軟な働き方。
 6. 働き方に中立的な社会保障制度・税制など女性・若者が活躍しやすい環境整備。
 7. 高齢者の就業促進。
 8. 病気の治療、そして子育て・介護と仕事の両立。
 9. 外国人材の受入れの問題。

会議の構成員について

- 議長： 安倍内閣総理大臣
- 議長代理： 加藤働き方改革担当大臣、塩崎厚生労働大臣
- 構成員： 麻生副総理兼財務大臣、菅官房長官、石原経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、松野文部科学大臣、世耕経済産業大臣、石井国土交通大臣、他有識者議員

スケジュール

- 今年度中に計画を策定予定**

トラック運送業の適正運賃・料金検討会

○自動車局においては、トラック運送事業者の取引環境の改善及び長時間労働の抑制に取り組むため、平成27年度、厚生労働省と共同で、荷主も構成員に含めた「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置。

○同協議会における取引環境改善に向けた議論に先立ち、適正運賃・料金收受に関する議論の論点整理や方向性に関する助言を行うための場として、平成28年7月に「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を設置。第2回の会合を平成28年12月14日に開催。

「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」委員

委員

【学識経験者】

- ・ 藤井 聡 京都大学工学部工学研究科教授（座長）
- ・ 野尻 俊明 流通経済大学学長
- ・ 柳澤 宏輝 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

【行政】

- ・ 加藤 進 国土交通省自動車局貨物課長
- ・ 川上 泰司 国土交通省総合政策局参事官（物流産業）
- ・ 藤枝 茂 厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
- ・ 正田 聡 経済産業省商務流通保安グループ物流企画室長

オブザーバー

【荷主】

- ・ 上田 正尚 （一社）日本経済団体連合会産業政策本部長
- ・ 栗原 博 日本商工会議所流通・地域振興部長
- ・ 黒川 毅 日本機械輸出組合国際貿易円滑化委員会委員長

【トラック運送業】

- ・ 坂本 克己 （公社）全日本トラック協会副会長
- ・ 馬渡 雅敏 （公社）全日本トラック協会副会長

トラック事業者からよく聞かれる意見

①目安となる運賃を定めて欲しい

- 荷主等との運賃交渉の目安となる「標準運賃」「最低運賃」等を国から示して欲しい。

②原価計算に基づく受注を徹底すべき

- 原価割れで運送を引き受ける事業者が存在する限り、①の目安があっても無意味。
- ①の目安運賃があると、高値で取れている運賃がそこに張り付き、企業努力が無意味となる。
- 各事業者における原価計算の実施と、それに基づく受注を徹底すべき。

③運送以外のコストを適切に収受できるようにして欲しい

- 待機料金、附帯作業費、高速料金等を、運賃とは別途の料金として、適切に荷主等に負担してもらえようような仕組みが必要。

今後の進め方について

1. 運賃制度そのものに関しては、「よく聞かれる意見」の①②のとおり、トラック運送事業者の中でも意見の隔たりがある。

→以下の流れで議論を進めてはどうか。

- 1) アンケート等を通じて幅広い事業者（各地ト協、青年部、各種調査の協力者 他）の意見を聞く
- 2) 業界としてのご意見を踏まえつつ、独占禁止法との関係等も整理しながら、方向性を決定

2. 「よく聞かれる意見」の③に関しては、運送以外の料金については、「運賃に含めず、別のコストとして適切に反映して欲しい」ということでトラック運送事業者の立場が一致している。

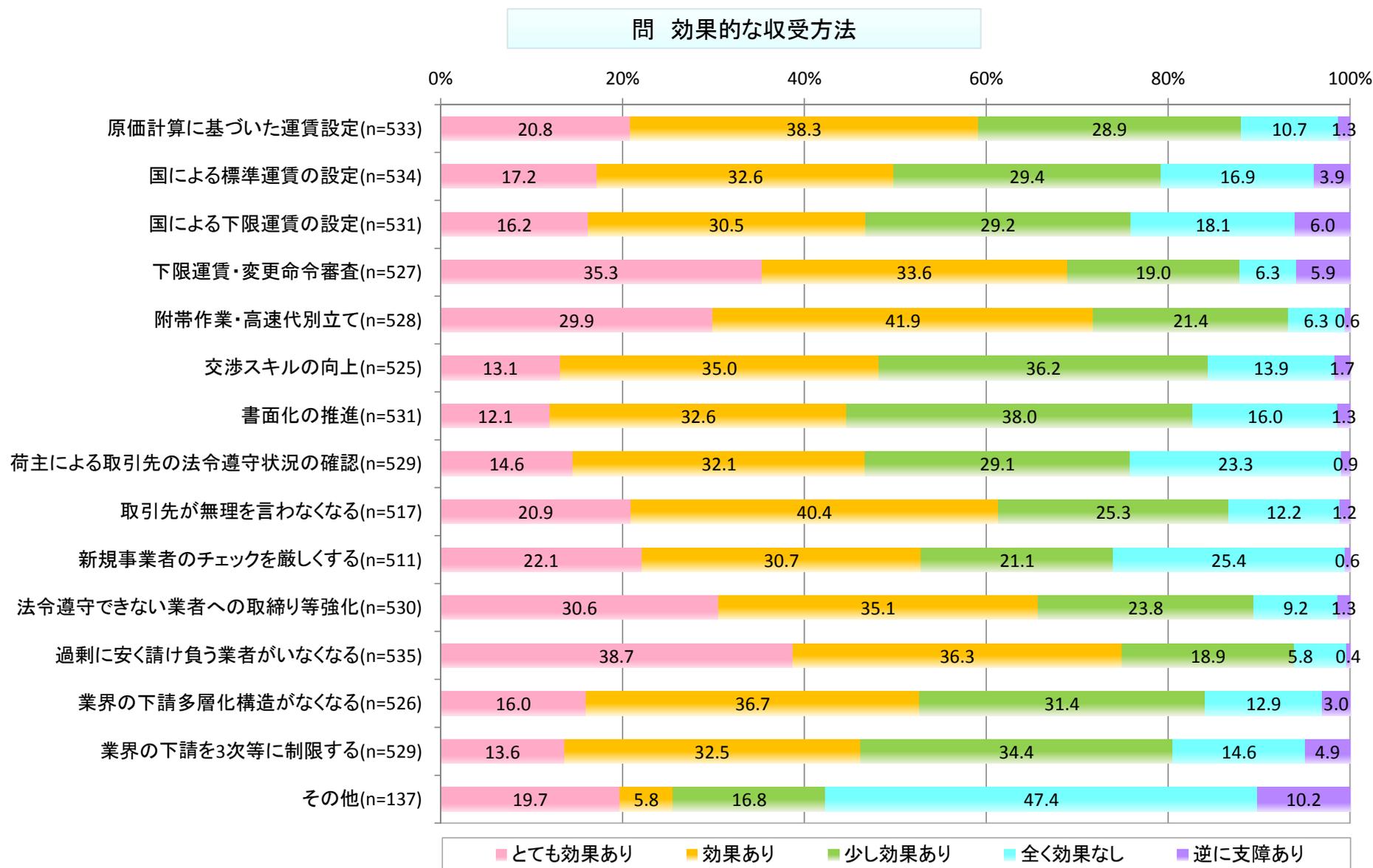
→運送以外に係るコストを適切に収受するための方策について、早急に検討を進めることとしてはどうか。

3. このほか、荷主との取引関係だけでなく下請多層構造等、運賃・料金が適正に収受できない原因について、更に分析・検討すべきではないか。

運賃・料金に関する調査結果(効果的な収受方法)

【対象者: 全員】

問: 「十分な運賃・料金の収受」のために、次の方法はどれくらい効果的だと思いますか。(単回答)



会議の目的

- 中小・小規模事業者が賃金の引上げをしやすい環境を作るため、平成26年12月の政労使合意等を踏まえ、必要なコストの価格転嫁、取引先企業の収益の中小企業への還元など、**取引条件の改善を図っていく。**

今後の取組

○価格転嫁等の状況や課題を調査

- ①親事業者など大企業等及び下請事業者など中小企業に対して調査を実施。
 - ・業種横断的な調査 ⇒ 中企庁が実施
 - ・個別業種ごとの調査 ⇒ 業所管省庁で適宜実施
(国交省では建設業、トラック運送業、貸切バス事業)



- ②H28.3に調査結果を業種毎にとりまとめ、本連絡会議に報告、公表。

○大企業へのヒアリング

- ①上記調査結果を踏まえ、大企業等に対するヒアリングを実施。
 - ・H28.4～5 自動車産業、建設業
 - ・H28.7～8 トラック事業者及び荷主企業



- ②各々、第6回、第7回の本会議において報告。



調査及びヒアリングの結果を踏まえ、価格交渉ハンドブック等の作成、業種別ガイドラインの改訂及び運送業の自主行動計画の策定を検討。併せて、荷主企業や元請企業に対して、不適正な行為を改め、取引条件の改善に協力してもらえよう、働きかけを実施。

会議のメンバー

内閣官房副長官

内閣府副大臣
厚生労働副大臣
経済産業副大臣
国土交通大臣政務官

内閣総理大臣補佐官
内閣官房副長官補

内閣府政策統括官
中小企業庁長官

公正取引委員会事務総長
警察庁、総務省、財務省、
厚生労働省、農林水産省、
環境省、
国土交通省(総合政策局長)

(平成27年12月発足)

トラック運送業の取引条件改善に向けた取組み

		28年 ～11月	12月	29年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
①自主行動計画		根本政務官 から要請	自主行動計画策定					大手を中心に 取組を定着化	
②荷主への働きかけ		ドライバーの 労働時間の周知							
		不適切事例集の 作成		不適切事例集の周知					
		根本政務官 から働きかけ	業種別ガイドラインへの反映 等						
③交渉しやすい環境づくり		ハンドブック作成		ハンドブックの周知・ セミナー開催					
④法令の運用	独禁法	公取への 情報提供	物流特殊指定調査の拡充 (荷主調査・トラック事業者調査)				(必要に応じて事件処理)		
	業種別 ガイドライン	下請ガイドラインの 見直し	トラック事業に係る ガイドラインの改定				ガイドライン定着		
	荷主勧告	運用改善検討	運用に向けた調整				本格運用開始		
⑤トラック輸送における取引 環境・労働時間改善協議会		パイロット事業 実施		パイロット事業実施とりまとめ		協議会	パイロット事業 (2年目)		
⑥運賃・料金検討会		運賃・料金のあり方検討(運賃・料金別建て方策等)					とりまとめ		

項目	主な実施事項
I. 計画の概要	<p>【1.計画の目的】 個々の事業者における適正取引推進等のための取組を一層推進させること</p> <p>【2.計画を実践する事業者】 全日本トラック協会物流ネットワーク委員会を構成する大手運送事業者19者が実施。</p> <p>【3.計画が対象とする取引範囲】 下請法規制対象外の取引についても適用。</p> <p>【4.計画取組上の留意点】 本計画に基づき、本年6月末までに各社独自の自主行動計画を策定。</p>
II. 適正取引推進に向けた重点課題に対する取組事項	<p>【1.コスト負担の適正化】 ①作業内容や時間単価を明らかにし実費を別建てで支払うなど、附带作業料、荷待ち料金、高速道路料金等のコスト負担に関するルールの明確化及び燃料・人件費等の上昇分を考慮した負担ルールの設定</p> <p>②運送、取引条件については、十分な協議を実施 等</p> <p>【2.運賃・料金の決定方法の適正化】 下請運送事業者の原価を考慮した運賃・料金の設定 等</p> <p>【3.契約書の書面化推進】 下請運送事業者とは基本契約を締結するなど、原則100%の書面化を実施。 等</p> <p>【4.支払条件の適正化】 運賃・料金の支払いについては、可能な限り現金払。また、手形サイトは将来的に60日を目標として改善に努める 等</p>
III. 荷主と下請運送事業者の協働による課題解決に向けた取組事項	<p>【1.多層化取引に係る取引適正化】 ①適正取引や安全義務の観点から、全ての取引について、原則、2次下請(※)までに制限 ②改善基準告示違反の可能性があることを理由に、自社運行せずに下請運送事業者に対して運送依頼をすることを禁止 ③高速道路料金等の実費について、下請運送事業者から実運送事業者に対し支払いが確実になされているか確認 等 (※)例：荷主⇒元請⇒1次下請⇒2次下請</p> <p>【2.改善基準告示の遵守及び長時間労働抑制】 ①荷主からの運送依頼を受ける時点で、改善基準告示を遵守できるかどうか確認 ②改善基準告示を遵守できない事例が確認された場合、発着荷主と十分に協議し、改善基準告示の遵守、長時間労働改善に向けた取組を実施 等</p> <p>【3.生産性向上(付加価値向上)】 発着荷主及び下請運送事業者と連携し、附带作業時間、荷待ち時間等の課題を整理し、業務改善を実施 等</p>
IV. 下請ガイドラインの遵守	<p>・取引適正化の推進のために、国土交通省、公正取引委員会が策定した各種ガイドライン等を参考に、行動マニュアル、取引・契約に関する社内ルール等の見直し、整備</p>
V. 推進体制の整備	<p>【1.組織体制の整備】 本計画を推進するための責任部署の設置、担当者の配置 等</p> <p>【2.人材育成】 本計画の実効性の確保に向け、研修会等を実施</p> <p>【3.フォローアップ】</p> <p>①各社によるセルフ・フォローアップ：本計画取組事業者は、フィードバック手法等について検討を行い、取組ルールを整備し、確実に実施 等</p> <p>②全日本トラック協会によるフォローアップ：中企庁・経産省が定める業種横断的なフォローアップ指針を踏まえ実施 等</p> <p>【4.普及啓発】 19事業者以外の大手運送事業者についても、本計画を率先して実践するよう、関係者へ働きかけ</p>

- トラック運送業における取引条件の改善に当たっては、荷主への理解と協力が必要不可欠。
- このため、根本国土交通大臣政務官から関係省庁に対し、以下の「具体的な取組」を踏まえた取り組みを進めていただくよう荷主企業に対する働きかけを要請。

【関係省庁への協力要請】

- 12月1日(木)15:20～ 於:農林水産省 国土交通省根本大臣政務官より、農林水産省細田大臣政務官に対し要請
- 12月6日(火)10:00～ 於:経済産業省 // 経済産業省松村副大臣に対し要請

「具体的な取組例」

○ 価格決定方法の適正化

- ・ 一律〇%減の原価低減要請や燃料価格等の変動分が考慮されない価格決定の禁止
- ・ トラック運送業者との十分な協議を踏まえた運賃・料金の決定

○ コスト負担の適正化

- ・ 仕分け・検品等の附帯作業や荷待ち待機等、運送以外の業務に係る費用については、運賃とは別のものとして契約上明確化
- ・ 着荷主側の荷待ち待機に関する費用について、発荷主と着荷主との間で契約上明確化

○ 契約の相手方・方法の適正化

- ・ 運行管理者の選任、最低保有台数の維持、社会保険・労働保険の加入等の法令を遵守しない事業者との取引の禁止
- ・ 運送契約締結に当たっては書面化を原則とし、附帯業務や荷待ち待機、高速道路料金等の支払いについても明記

○ 長時間労働の削減

- ・ 待ち時間、特に着荷主側における荷待ち時間の解消に向けた取組への理解と協力（トラック事業者との面談等による課題の具体的な把握等）
- ・ トラックドライバーの長時間労働の改善に向け、発荷主が中心となって着荷主及びトラック事業者との間で定期的に協議する等、荷主とトラック事業者の協力体制の確立

荷主企業に対する働きかけの要請後の具体的な取組①

○ 業種別下請ガイドラインへの反映

○ 自動車産業適正取引ガイドライン（平成29年1月改訂）（抜粋）

3. 自動車産業において問題視されやすい具体的行為類型についての整理

(3) 配送費用の負担

(オ) 荷主の立場からの適正取引の取組

近年、長時間・低賃金という労働環境からドライバー不足が深刻化しているが、適正な運賃水準が確保されなければ物流を担う人材の確保が困難となるほか、安全にも支障が及びかねないことから、自動車産業としても自らの産業の発展や社会的責務の観点から適正取引を推進していくことが一層求められている。

また、荷主として運送業者等に委託を行う取引については独占禁止法の物流特殊指定が適用される場合があると同時に、貨物自動車運送事業法においても、過積載や過労運転など同法違反行為が主として荷主の行為に起因して発生した場合には、荷主に対して再発防止措置を勧告する場合がある。また、荷待ち時間の削減等については、着荷主の立場からの協力も必要となる場合がある。

こうしたことから、自動車産業においても、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」に記されているとおり、荷主の立場から問題となる行為に関して、関係法規等に留意しながら、適正取引に向けて取組を進めていくことが望ましい。

<参考資料一覧：国土交通省ホームページで公開>

- ・トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン：問題となり得る行為と望ましい取引事例
- ・トラック運送業における書面化推進ガイドライン：契約書の記載事項や様式例等
- ・荷主勧告制度について
- ・運送契約時コンプライアンスチェックシート：契約時のチェックシート例

※今後、以下の業種別ガイドラインにおいて、同様の改訂を実施。

○素形材産業、産業機械・航空機等、繊維産業、情報通信機器産業、建材・住宅設備産業、鉄鋼産業、化学産業、紙・紙加工産業

荷主企業に対する働きかけの要請後の具体的な取組②

- 業種別下請ガイドラインを有しない小売業については、経済産業省より、以下の9団体に対し協力要請文書を発出。

【ご協力いただきたい具体的な取組例】

価格決定方法の適正化

- ・ 一律〇%減の原価低減要請や燃料価格等の変動分が考慮されない価格決定の禁止
- ・ トラック運送業者との十分な協議を踏まえた運賃・料金の決定

コスト負担の適正化

- ・ 仕分け・検品・陳列等の附帯業務や荷待ち待機等、**運送以外の業務に係る費用については、運賃とは別のものとして契約上明確化**
- ・ **着荷主においても、契約にない仕分け・検品・陳列等の附帯作業を無償で行わせないこと**
- ・ **着荷主の都合による荷待ち待機**に関する費用について、発荷主・着荷主との間の契約において明確化
- ・ **着荷主においても**、自社の都合によりトラック運送事業者を長時間待機させない。やむを得ず待機させる場合においてはその分の人件費が発生することから、**発荷主との間の契約における適切な費用負担**について配慮すること
- ・ 過度な小口多頻度輸送は、人手不足に直面しているトラック運送事業者にとって大きな負担となることから、ロットをまとめるなど、**可能な範囲内で効率的な運送依頼**について配慮すること

契約の相手方・方法の適正化

- ・ 契約相手となるトラック運送事業者について、運行管理者・整備管理者の選任、最低保有台数の維持、社会保険・労働保険の加入等、法令遵守状況の確認
- ・ 運送契約締結に当たっては書面化を原則とし、附帯業務や荷待ち待機、高速道路料金等の支払いについて明記

長時間労働の削減

- ・ 荷待ち時間、特に着荷主側における荷待ち時間の解消に向けた取組への理解と協力(トラック運送事業者との面談等による課題の具体的な把握等) 等
- ・ トラックドライバーの長時間労働の改善に向け、着荷主・発荷主・トラック運送事業者が一体となって課題に取り組むための協議の機会を定期的に設ける等、協力体制の確立

【発出先団体名】

○日本スーパーマーケット協会、日本ショッピングセンター協会、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本フランチャイズチェーン協会、日本ボランティアチェーン協会、日本専門店協会、日本スーパーマーケット協会、新日本スーパーマーケット協会、日本チェーンドラッグストア協会

下請法の運用基準の改正について①

○ 以下の事例は、下請代金支払遅延等防止法(下請法)に関する運用基準において、下請法違反事例として位置付けられている。

2 支払遅延

2-9 請求書が提出されないことを理由とした支払遅延(新設)	親事業者は、貨物の運送を下請事業者に委託しているところ、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者が役務を提供したにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。
2-10 手形払から期日現金払に変更することによる支払遅延(新設)	親事業者は、貨物の運送を下請事業者に委託しているところ、手形払に係る経費の削減等を図るため、下請代金を従来の手形払の満期相当日に現金で支払う方法に変更したことから、下請事業者から役務の提供を受けた日から60日を超えて下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額

3-16 新単価の遡及適用による減額(2)	親事業者は、下請事業者に対して運送委託を行っており、運賃については、発注書面に記載した単価表によって定めているところ、発注書面に記載している単価表を改定し、当初の単価で計算された下請代金と新単価で計算された下請代金との差額を翌月の下請代金の支払から一括して差し引いた。
3-18 積荷の量が減少したことを理由とした減額	親事業者は、一定期間に運ぶ荷物の量にかかわらず一定額の代金を支払う契約を運送事業者と結んでいるところ、運ぶべき荷物が減少したため、実際の支払については荷物の量に応じた方式に基づいて算定することとし、当初の下請代金の額を下回る額を支払った。
3-20 1円以上の切捨てによる減額(新設)	親事業者は、貨物運送等を委託している下請事業者に対し、下請代金の支払時に1,000円未満の端数を切り捨てて支払うことにより、下請代金の額を減じた。
3-21 取引先の都合を理由とした減額(2)	親事業者は、自ら請け負った運送を下請事業者に再委託し、運送中の荷物が毀損したので荷主から損失の補償を求められていると称して、損害額の算定根拠を明らかにしないまま、下請代金から毀損額を上回る一定額を差し引いた。

下請法の運用基準の改正について②

5 買ったとき	
5-8 多頻度小口納入による 買ったとき	親事業者は、従来、週一回であった配送を毎日に変更するよう下請事業者に申し入れた。下請事業者は、配送頻度が大幅に増加し、これに伴って1回当たりの配送量が小口化した場合は、運送費等の費用がかさむため従来の配送頻度の場合の下請単価より高い単価になるとしてこの単価で見積書を提出した。しかし、親事業者は、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、通常対価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る単価で下請代金の額を定めた。
5-14 下請代金を据え置くことによる 買ったとき (1)	親事業者は、下請事業者との年間運送契約において荷物の積み下ろし作業は親事業者が行うものとしていたが、これを下請事業者が行うこととし、変更を通知したところ、下請事業者は、こうした作業を行うためには従来の運送料金では対応できないとして下請代金の改定を求める見積書を提出したにもかかわらず、親事業者は下請事業者と十分な協議をすることなく、従来どおりに価格を据え置くことにより、通常対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。
5-14 下請代金を据え置くことによる 買ったとき (2) (新設)	親事業者は、貨物の運送を委託している下請事業者に対し、 下請事業者が燃料価格の高騰や労務費の上昇を理由に単価の引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くことにより、通常対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。
5-15 一律一定率の単価引下げによる 買ったとき (1) (新設)	親事業者は、貨物運送を委託している下請事業者に対し、 従来の運送単価から一律に一定率で単価を一方的に引き下げることにより、通常対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。
5-16 取引先の都合を理由とした 買ったとき	親事業者は、荷主から前年比〇%の運送料金の引下げ要請があったことを理由として、下請事業者と協議することなく、一方的に前年から〇%引き下げた単価により、通常対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。
5-17 その他の買ったとき (2)	親事業者は、下請事業者と年間運送契約を結んでおり、双方に異議のない場合は自動更新されることとなっていたところ、年度末の契約の更新の直前に、人件費、燃料費等について大幅な変更がないのに、翌年度の契約書であるとして前年に比べて大幅に単価を引き下げた運送契約書を下請事業者に送付し、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に通常対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

6 購入・利用強制

6-7 取引先製品の購入強制 (新設)	親事業者は、貨物運送等を委託している下請事業者に対して、発注担当者を通じて、下請事業者が必要としていないにもかかわらず、自社の取引先からの購入要請があった自動車の購入を要請し、購入させた。
------------------------	--

7 不当な経済上の利益の提供要請

7-10 従業員の派遣要請	大規模小売業者である親事業者は、自らが貨物自動車運送事業を営み、顧客から商品の配送を請け負っているところ、荷物の配送を委託している下請事業者に対して、店舗の営業の手伝いのために従業員を派遣させた。
7-11 労務の提供要請 (1) (新設)	親事業者は、貨物運送を委託している下請事業者に対し、 当該下請事業者に委託した取引とは関係のない貨物の積み下ろし作業をさせた。

8 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

8-9 取引先の都合を理由とした発注取消し (新設)	親事業者は、貨物の運送を委託していた下請事業者に対して、発注元からの発注が取り消されたことを理由として発注を取り消したにもかかわらず、下請事業者が要した費用を負担しなかった。
8-10 その他の発注内容の変更・取消し (2) (新設)	親事業者は、貨物の運送を下請事業者に委託しているところ、下請事業者が指定された時刻に親事業者の物流センターに到着したものの、 親事業者が貨物の積込み準備を終えていなかったために下請事業者が長時間の待機を余儀なくされたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。